

## 令和3年度二本松市繁盛店づくり支援事業補助金

魅力ある店舗づくりに取り組む市内の中小企業者等が行う「新商品開発事業」「販路開拓事業」「経営改善事業」「集客力向上事業」に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助します。

### ■補助内容

項 目	内 容			
補助対象者	中小企業者等が対象となります。 <b>【中小企業者等とは】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に主たる事業所を有する法人</li> <li>・市内に主たる事業所を有し、市の住民基本台帳に記録されている個人</li> <li>・上記を構成員とする任意団体等 (要件)</li> <li>・二本松市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第5号までの規定に該当していないこと。</li> <li>・市税を完納していること。</li> <li>・関係法令に違反していないこと。</li> <li>・「補助対象経費」について他の補助金等を受けていないこと。</li> </ul>			
注意事項	次の店舗は対象外となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模小売店舗、道の駅の敷地内にある店舗</li> <li>・中小小売商業振興法第4条第5項に定める連鎖化事業に該当する店舗</li> <li>・風営法第2条第1項第1号から第5号の営業で、床面積の合計が100㎡を超える店舗</li> <li>・風営法第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を営む店舗</li> </ul>			
補助額等 ※1,000円 未満切捨	補助対象事業 (※1)	補助対象経費	補助率	補助 限度額
	新商品開発事業  市内の地域資源を活用した自社の新商品を開発する事業	専門家謝金・旅費	1/2 以内	30万円
		研究開発費（原材料費、機械器具等借入費、備品購入費（※2）、外注加工費等）		
		市場調査費		
		商品ラベル・パッケージ等作成費		
		広告宣伝費		
	販路開拓事業  自社の製品等の情報を市内外へ発信する事業	専門家謝金・旅費		
		市場調査費		
		展示会等出展費（※3）		
		商品ラベル・パッケージ等作成費		
		広告宣伝費		
	経営改善事業  自社の経営状況を改善する事業	ホームページ開設費		
		ネットショップ開設費		
		専門家謝金・旅費、経営改善計画策定費、モニタリング費 ※認定支援機関（※4）が実施するものに限る。		
		経営改善セミナー等参加費		
集客力向上事業	専門家謝金・旅費			
	市場調査費			

	店舗等の集客力を向上させる事業	店舗等改装費 備品購入費（※2）（店舗と一体となって機能するもの）		
補助対象事業の例	<p>※市内業者によって施工または購入するものに限る。ただし、市内業者によって施工または購入することが困難な場合はこの限りではない。</p>			
	<p>(1) 新商品開発事業 ※試作品作成に係る費用に限る。  ○菊をモチーフとした商品の開発及び商品開発に必要な備品購入  ○地域資源（桑の葉、桜等）を利用した加工品の開発</p> <p>(2) 販路開拓事業  ○展示会等の出展のための展示小間料、出展負担金、展示装飾料、備品使用料、運搬費、旅費  ○ホームページの開設・リニューアル（パソコン更新のための経費・ソフト等購入費、ドメイン維持費、サーバー維持費を除く。）  ○自社をPRするノベルティグッズの作成  ○既存商品パッケージのリニューアル（パッケージ作成数量は最小ロット数が対象）  ○商品パンフレット・チラシの作成（一過性のチラシを除く。）  ○プロモーション動画の作成  ×テレビ放送・新聞・ラジオへの広告費用のみの事業</p> <p>(3) 経営改善事業  ○経営改善計画の策定  ○経営改善セミナー等参加費、旅費</p> <p>(4) 集客力向上事業  ※店舗部分に限る。（店舗以外の部分を含む場合は床面積の割合等で審査する。）  ○看板・オーニングの新設、改修  ○床・内壁・クロス・天井の張替、塗装  ○照明の刷新（既存照明の入替は除く。）  ○商品陳列棚（ショーケース）の新設、改修、交換  ○イス・テーブルの新設、交換  ○カーテン・ブラインド・襖の新設、交換  ×エアコン、換気扇の新設、交換  ×天井、床、壁等の断熱化  ×自動ドア、スロープ、手すりの新設、修繕  ×トイレ改修、洋式化  ×屋根の修繕、防水化  ×外壁の修繕、塗装  ×窓ガラス・サッシ・畳・シャッターの交換  ×業務用冷蔵庫、冷凍庫の新設、交換  ×給湯設備の新設、交換  ×給排水、衛生（換気を含む）設備の交換、設置  ×車庫、物置、倉庫、駐車場等に関する工事  ×屋外設備（門扉、塀、柵、垣根、植栽）に関する工事  ×移動販売店舗、仮設店舗に関する工事  ×浄化槽設備工事、公共下水道への配水管接続工事  ×太陽光発電、再生可能エネルギー等の設備に関する工事</p>			

	×誘導灯、非常灯、火災報知器等の消防設備に関する工事及び消防・防災用品の購入× 家庭用家電、パソコン、コピー機、FAX、レジ等の事務用機器の購入 ×防犯用カメラ・ライトの購入
--	---

■募集期間 令和3年6月1日（火）～令和3年12月28日（火）

9：00～17：00 ※土日祝日を除く。

※予算額に達した場合、募集を締め切る場合があります。

実施時期に関わらず、お早めにご申請ください。

■注意事項

- 同一の補助対象者につき年度内に1回まで申請が可能です。
- 事業の採択にあたっては、内容を審査した上で決定します。
- 必ず交付決定通知がお手元に届いてから、事業を開始してください。  
補助金の交付決定前に支出している経費は補助対象外です。
- 申請年度内（3月末日まで）に完了する事業が補助対象となります。（※1）  
複数年度にわたる事業は補助対象外です。
- 次の経費は補助対象経費から除きます。
  - ・補助対象経費全体の2分の1以上を占める備品購入費（※2）
  - ・事業で使用したものとして明確に区分できない経費
  - ・自らの店舗で商品となり得るもの
- 展示会等出展費について…（※3）  
市外で行われる、事業者の製品や技術力を紹介するための展示会、見本市、商談会を補助対象とします。物産展などの卸売を主たる目的とするものは補助対象外です。
- 経営革新等支援機関（認定支援機関）とは…（※4）  
中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等が受けられるために、専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。  
（例）商工会、金融機関、税理士 など
- 新たに商売を営もうとする方の場合…  
（2）販路開拓事業および（4）集客力向上事業が対象となります。（（4）集客力向上事業については、創業支援空き店舗等活用事業補助金と重複して利用することはできません。）
- 事業が採択となった場合…
  - ・事業実施後にアンケートに回答いただきます。
  - ・優良事例については、市ウェブサイト等で公表させていただきます。

■新商品開発、販路開拓事業等の相談窓口（相談受付時間：平日9：00～17：00）

福島県産業振興センターが設置する中小企業・小規模事業者のワンストップ相談窓口では、事業者がお困りのビジネスの課題に対し、専門的な助言や専門家の紹介等を行っています。相談は無料ですので、より効果的な事業を実施したい方はぜひこちらもご活用ください。

福島県よろず支援拠点（福島オフィス）

住所：〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま2階

TEL：024-525-4064 FAX：024-525-4065

■問い合わせ・申し込み

二本松市役所 産業部 商工課 商工振興係

住所：〒964-8601 二本松市金色403-1

TEL：0243-55-5120 FAX：0243-22-8533

## ■補助金手続きの流れ

### 申請 手続き

#### (1) 交付申請【申請者→市】

事業開始前に次の書類を作成し提出してください。

- 繁盛店づくり支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- 繁盛店づくり支援事業補助金交付申請に係る誓約書（第2号様式）
- 事業計画書（第3号様式）
- 収支予算書（第4号様式）
- 事業の内容と積算内容を確認できる書類（見積書の写し等）
- 定款、規則、会則その他申請者の概要が確認できる書類
- 振込先の口座番号等を確認できるもの（通帳の写し）

※該当する業種の場合は次の書類についても提出してください。

- 風俗営業許可証の写し

※集客力向上事業の場合は次の書類についても提出してください。

- 改装等を行う箇所の写真と図面等（施工前の店舗等の現状がわかるもの）
  - ・ 写真は改修等する箇所が容易に判別できるもの。
  - ・ 図面は店舗全体のもので改修等する箇所を図示すること。
- 店舗の所有者を特定できる書類（今年度の固定資産税納税通知書、固定資産税評価証明書、不動産登記事項証明書等）
- 店舗を賃借している場合は、賃貸借契約書の写しと所有者の同意書

#### (2) 交付決定通知【市→申請者】

交付決定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。

#### (3) 変更申請【申請者→市】

交付決定後に申請内容を変更する場合は事前に市へ連絡してください。

#### (4) 事業実施【申請者】

必ず補助金交付決定または変更交付決定を受けてから事業を開始してください。

#### (5) 実績報告【申請者→市】

すべての事業経費を支払ってから14日以内に次の書類を提出してください。

- 繁盛店づくり支援事業補助金実績報告書（第5号様式）
- 収支決算書（第6号様式）
- 事業の内容と積算内容を確認できる書類（請求書の写し等）
- 補助対象経費の領収書の写し
- 事業の実施状況が確認できる写真及び成果物等
- 開業を証明する書類の写し ※新たに商売を営もうとする方の場合

#### (6) 確定通知【市→申請者】

補助金確定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。

#### (7) 補助金交付請求【申請者→市】

- 補助金等交付請求書

#### (8) 補助金交付【市→申請者】